

昭和小学校「いじめ防止基本方針」について（お知らせ）

日頃は本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。本校では、いじめ問題への取り組みとして、

○教育活動を通して自他の生命を尊重し、思いやりの精神を養い、道徳的実践力を培う。

○教師と児童、児童相互の好ましい人間関係をつくりあげる。

○児童の生活を細かく観察し、早期発見に努める。

を指導の重点とし、いじめ防止等に向け、子どもたちがまわりのことを考えて言動がとれるようにするなど人間関係を形成する力の素地を養うとともに、定期的に教育相談・いじめアンケート等を実施し、いじめの早期発見・早期対応に努めてまいりました。

また、平成 25 年 9 月に「いじめ防止対策推進法」が施行されたことに伴い、本校においても「昭和小学校いじめ防止基本方針」を策定し、昨年度よりこの方針に基づいた運用をしています。もし、お子さまのことで気になることがありましたら、早めに学校にご相談ください。

今後とも、子どもたちの豊かな人間性を育み、夢に向かってチャレンジできるように取り組んでまいります。ご協力とご支援をお願いいたします。

<昭和小学校いじめ防止基本方針>

1 いじめの防止等に関する基本的な姿勢

- (1) 「いじめは決して許されない」ことを強く認識させる。
- (2) 「いじめを許さない」教職員集団である。
- (3) いじめの問題に対し、危機感をもつ。
- (4) 被害児童を徹底して守り抜く。
- (5) 加害児童には毅然とした態度で指導する。
- (6) 学校と家庭、地域との連携を密にする。
- (7) 重大事案には警察、児童相談所等との適切な連携を図る。

2 いじめの防止等の対策のための組織「いじめ問題等対策委員会」

(1) 組織の構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーターにより構成する。

※個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。

※心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等の助言を得る。

(2) 組織の役割

- ①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ②児童・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
- ③いじめの疑いに係る情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者の連携を行う。

3 教育相談体制

<心の相談窓口>

○教頭 ○生徒指導主任 ○養護教諭 ○特別支援コーディネーター

※上記の他、学級担任、学年主任等、話しやすい教職員に連絡いただいても結構です。

4 いじめの未然防止のための取り組み

(1) 教育・指導場面

- ①児童一人一人に対し、学校教育のあらゆる場面における、「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識の徹底
- ②わかる授業づくり
- ③道徳教育、人権教育の充実と徹底
- ④「いじめに関する授業」(道徳、学級活動等)の実施
- ⑤児童の自己有用感、自己肯定感を高める取り組み 等

(2) 家庭・地域社会との連携

- ①学校いじめ防止基本方針や指導計画を公表し、保護者、地域住民の理解を得るよう努める。
- ②家庭、地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察、こども女性相談センター等との円滑な連携や情報の共有を図る。
- ③PTAや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を推進する。

5 早期発見・早期対応について

- (1) 入学式や各学期のはじめに当たって、いじめに対する学校の姿勢を明らかにする
(「いじめを許さない」「いじめられている児童を全力で守る」等)
- (2) 日常的にいじめ発見に努める
- (3) いじめについて訴えや情報があつた時
 - ①問題を軽視することなく、友人関係や保護者等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査する。
 - ②いじめの認知については、「いじめ問題等対策委員会」において組織的に判断する。
 - ③いじめを認知した時には速やかに徳島市教育委員会に報告し、適切な連携を図る。
- (4) 保護者に対して、「いじめ発見のための観察ポイント(保護者用)」を配付するなどして、いじめ問題への関心を高め、保護者からの情報提供を促す。

6 いじめへの対処

- (1) いじめの発見・通報を受けた時の対応
- (2) いじめられた児童、保護者への支援
- (3) いじめた児童への指導と保護者への助言
- (4) 他の児童への指導
- (5) 教育委員会等への報告と連携
- (6) 関係機関への相談・通報